○農林水産省告示第三千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県鳥羽市相差町字大坂二一二〇の二七五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡中種子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町豊房字草谷二〇五二の二二六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村葛島二四一二の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・二四一二の一・二四一三の一・二四一三の七・二四八六の一・二四八八の五・二四八九の五・二四九〇の五・二四九〇の六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫三八六二の八〇から三八六二の八二まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村福川一五四六の一三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川本二八一六の一五から二八一六の一七まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖イ二一四二の二、イ二一四二の三、イ二一四四の三、イ二一四四の四（次の図に示す部分に限る。）、イ二一四九の三、イ二一四九の六、ロ八六一の三、ロ八六三の六、ロ八六三の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成六年五月十日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　神奈川県平塚市大字真田字寺尾、字上ノ原の各全部、字原給、字谷津、字与市谷津、字生延、字久保、字池田、字宿、字宮ノ前、字寺尾前、字柳田、字原、字石塚の各一部及び大字北金目字中北、字福盛、字坊ヶ谷戸、字竹ノ内、字宮久保、字前谷戸、字上ノ原、字小道、字塚腰、字溝ノ尾の各全部、字北久保、字五反田、字地徳下、字大久保、字入谷戸、字北ノ前、字松場、字砂田、字大久保前、字高間原、字砂畑、字横畑、字王子ノ台の各一部

四　土地区画整理事業の名称　平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　神奈川県伊勢原市笠窪三五六番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成六年五月十日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年十二月十二日

○国土交通省告示第千百九十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十五年十一月二十八日

二　登録番号　（一）第〇二十一号

三　登録講習機関の氏名又は名称　学校法人　大原学園

四　住所　東京都千代田区西神田一丁目二番十号

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　東京都千代田区西神田一丁目二番十号

六　法人である場合の代表者の氏名　安部辰志

○国土交通省告示第千百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年十二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道208号改築工事（浦島橋地区・福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内から柳川市大和町中島字町北側地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内

福岡県柳川市大和町中島字町南側、字北側及び字町北側地内

2　使用の部分　福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内

福岡県柳川市大和町中島字町南側地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内から柳川市大和町中島字町北側地内までの延長770mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道208号改築工事（浦島橋地区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道208号改築工事（浦島橋地区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。